

農地保全に係る大規模海岸保全施設改良事業実施要綱

令和2年3月31日付け 元農振第2956号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

殿

農林水産事務次官

第1 目的

大規模海岸保全施設改良事業（以下「本事業」という。）は、甚大な浸水被害のおそれがある地域において、水門・樋門、陸閘、排水機場の老朽化対策（これに伴う改良や更新を含む。）又は施設機能の向上を図る整備を実施し、津波・高潮対策等を計画的かつ集中的に推進することで、背後地の人命・資産の防護を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

本事業の内容は、水門・樋門、陸閘、排水機場の老朽化対策（これに伴う改良や更新を含む。）又は施設機能の向上を対象とする。なお、本事業は、防護ラインの見直しと併せて行う既存施設の撤去を含むものとする。

第3 事業主体

本事業の事業主体は、海岸管理者とする。

第4 事業計画

1 大規模海岸保全施設改良事業計画の作成

本事業を実施しようとする海岸管理者は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める大規模海岸保全施設改良事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するものとする。

2 大規模海岸保全施設改良事業計画の内容

事業計画は、事業着手から概ね10年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 海岸の概要
- (2) 事業の概要
- (3) 老朽化の状況
- (4) 農地の状況
- (5) 計画の内訳
- (6) 成果目標
- (7) その他参考となる事項

3 事業計画の同意

(1) 海岸管理者は、1の規定に基づき作成された事業計画について、地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を經由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、その他都府県にあつては地方農政局長をいう。）に協議し、その同意を得るものとする。

(2) 地方農政局長（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、(1)により同意したときは、遅滞なくその旨を農村振興局長に報告するものとする。

4 事業計画の変更

(1) 海岸管理者は、同意を得た事業計画を変更しようとする場合には、3の手續に準じて行うものとする。

(2) 地方農政局長は、(1)により同意したときは、遅滞なくその旨を農村振興局長に報告するものとする。

第5 事業の対象

本事業の対象は、海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第3号又は第4号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理を所掌することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において実施するものであつて、次の(1)から(4)までの要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の侵入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。

(ア) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがある地域

(イ) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがある地域

(2) 第4に規定する事業計画が策定されていること。

(3) 事業計画に位置付ける施設ごとの事業費が4億円以上であること。

(4) 事業計画に位置付ける施設の長寿命化計画が策定されていること。

第6 事業の実施

海岸管理者は、同意を得た事業計画に基づき、計画的かつ効率的に本事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、当初の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

第7 国の補助金の交付

国は、本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより予算の範囲内において海岸管理者に対して補助金を交付するものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。